

# 福島市都市マスタープラン策定懇談会設置要綱

## (設置)

第1条 都市計画法第18条の2第1項の規定に基づき、本市の都市計画に関する基本的な方針である福島市都市マスタープランの見直しを行うため、福島市都市マスタープラン策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 懇談会は、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に提言する。

- (1) 福島市都市マスタープランの見直しに関すること。
- (2) その他、懇談会が必要と認めること。

## (組織等)

第3条 懇談会委員は、次にあげる者のうちから構成し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係諸団体
- (3) 関係行政機関
- (4) 公募による委員

## (会長及び副会長)

第4条 懇談会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は懇談会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 要綱第3条第1項第3号につき委嘱され、または任命された構成委員にあっては、委任状をもって代理人を出席させることができることとする。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者に懇談会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

## (事務局)

第6条 懇談会の事務局は都市政策部都市計画課が行う。

## (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和7年 8月29日から施行する。
- 2 この要綱は、第2条に規定する提言をもってその効力を失う。